

第3章 中・近世農民の労働と遊びに関する覚書

原 田 信 男

I 問題の所在

最近の中世史をめぐる議論に、非農業民を重視するべきだ、という主張がある⁽¹⁾。確かに、これまで農業以外の生業に関心が薄く、彼らに正当な位置付けを与えてこなかったという指摘は全く正しいが、そのあまり農業が日本社会に占めた意義を、過小に評価してしまうことは問題であろう。中世を承けた近世社会が、多少の実態的なズレは別としても水田稲作を原理とした石高制社会として結実し、かつ機能し得たことに留意すべきである。むしろ中世における多様な非農業民の存在は、近世社会が成立する過程で、農業社会化への著しい傾斜があったことを、間接的に物語るものであろう。それゆえ資本主義を原則とした明治以降の近代社会においても、農業を基本とする地主制が社会を大きく規定し、明治初年でも農業者が有業人口の約80%近くにも上ったのである⁽²⁾。

小稿では、こうした日本社会の根幹を担ってきた前近代の農民たちが、どのように労働を行い、どんな遊びを楽しんできたのか、について検討してみたいと思う。もちろん前近代と近代の間には大きな断絶があり、その結果として新たな展開を意図した明治政府が成立をみたのであるが、一方で社会的もしくは文化的な側面で、確実に連続する部分も存在した。日本の勤労民衆の大部分を構成した農民の労働に対する観念や、その憩いとなる遊びの前近代における在り方が、近代のそれをどこかで規定しているものと思われる。その意味では、史料の少ない古代は別としても、中世から近世に至る農業社会化の進行の過程で、農民の労働と遊びがどう変化したか、は注目に値しよう。

中世と近世とでは、同じ農業社会といっても成熟の度合いが異なり、農民の概念にも違いがある。特に後者の最大の相異点は、中世では兵農が未分離であったことで、村々に小規模ながらも権力を有した在地領主が存在し、“兵”としての顔を持った農民も村落の構成員であった。中世村落の内部には、特別な権限を有しない被支配者である一般農民の他に、中間的な支配者である在地領主、及びこれを直接に支える従者や、微妙な利害関係にある上層農民、さらには全くの無権利状態にある間人などのような人々が存在していたにも関わらず、共に“農”の範疇に含まれるという難しさがある。

ここでは具体的な区分ではなく、あくまでも被支配者という立場の農民一般を念頭に置きたい。むしろ純粋な“農”が村落を構成し、幕府あるいは藩の枠内で地域社会を形成するようになるのは、太閤検地と刀狩り・村切りを経た近世以降のことである。こうした社会の変化が、中・近世農民の労働と遊びの在り方に、どのように影響するのが重要な課題となるが、まず

は労働と遊びの実態から見ていきたい、と思う。

II 中世農民の労働と遊び

(1) 中世農民の労働

最も基本的な貢租として中世農民は、土地にかかる年貢や人間に課される公事などを納めていたが、この義務については農民側でも、これを原則として了承していた。従って、自らの農業労働のかなりの部分を上級の支配者たちに提供していたことになる。また誤解を恐れずにいえば、中世には地方分権が原則で、一国平均役として全国一律に賦課される租税もあったが、基本的に年貢や公事は均一ではなく、地域における力関係によって、それぞれの量が定められていた。例えば、応永20年(1413)の紀伊国荒川荘では、荘園の総田数93町9反半20歩に対して、総分米274石4斗2升5合で⁶⁾、荘園領主高野山の年貢収量は反当たり2斗9升2合であったが、建長6年(1254)の若狭国太良荘では、総田数28町1反314歩に対し、総分米167石8斗6升9合5勺で⁶⁾、荘園領主東寺の年貢収量は反当たり5斗9升6合7勺と異なる。もちろん二つの荘園の立地条件は異なり、平地部の良質な水田を抱えた太良荘の方が生産力が高く、平地のみではなく山間部を擁した荒川荘との単純な比較は不可能であるが、同じ寺領荘園でも領主によって年貢のかけ方に違いがあった点に留意すべきだろう。

しかも両者の比較は簡単ではなく、他にもさまざまな形での収奪物が存在していた。さらに近世とは異って、これ以外の生産物が、そのまま農民の手元に残るわけではなく、加地子などと呼ばれる多量の間得分が搾取されていた。例えば戦国期の紀伊国名草郡禅林寺領大野郷では、舛の大小の問題もあるが、1反の田地から2石8斗もの米が収奪されており、現実の耕作者にはほとんど米が残らなかった⁶⁾。この他にも荘園領主である高野山や東寺は、かなりの公事銭もしくは公事物や夫役労働を課していた。公事負担を下総国下河辺荘の例で見れば、元亨4年(1324)2月8日の公事注文案では、綿・粟・酒・畳・鍬・銅・炭・障子・油・餅・茜・縄・小袖など、実に30種類にも及ぶ物品の銭納が要求されているが⁶⁾、かつてはこれらが現物で納められていたのである。このように年貢や公事の内容も、領主によって異なるもので、特に中世後期には、荘園領主権力の相対的な後退という事情もあって、凶作などを理由とした年貢減免闘争なども活発に行われた⁷⁾。つまり中世農民にとっては、年貢や公事などの負担体系をどう軽減していくかが、日々の生産と共に生活上の最大の課題であった。

ある意味で中世とは“自力”を基本とする社会であり⁸⁾、大枠としての秩序はあっても、そのなかで自らが、それぞれ権利を主張し、これを力で獲得しなければ、どのような状況に追い込まれるか分からない、という時代であった。こうした年貢という農業生産物以外にも⁹⁾、強要される労働の重荷が課せられ、しかも賦課の主体が一樣ではなく、複数のレベル的に異なる徴収者が存在した、というところに中世村落の複雑さがあった。先の東寺領若狭国太良荘では、鎌倉末期から南北朝期にかけて、荘園領主の権限や地頭職をめぐる寺家と武家の対立が激化するとともに、これらの支配に対する百姓たちの年貢減免闘争が繰り広げられていた。建武元年

(1334) 8月の13箇条にわたる百姓等申状は、当時勢力を拡大させつつあった地頭代官の所業を、荘園領主である東寺に訴えたものであるが、ここでは彼ら武家が賦課する夫役、すなわち荘園領主が課す年貢や公事以外の労働、に対する軽減などが要求されている⁽¹⁰⁾。

このうちから農民の労働に関わるものとしては、①代官手作り地のための農業労働、②近夫と称する代官のための雑役労働、③京夫と称する代官の上京に伴う雑役労働、④代官の城郭造りのための土木労働、などがある。なかでも①～④の労働は、しばしば農繁期にも行われ、農民自体の経営を圧迫することが多かった。このため鎌倉幕府は、すでに文永元年(1264)4月12日の諸国守護人に宛てた追加法426・427条で、農時の5・6・7月や臨時に農民を徴用することを禁じているが⁽¹¹⁾、実際にはかなりの過重労働が、農民たちに強いられたものと思われる。これに加えて、この申状には、しばしば代官に家を毀されたり、作物を刈り取られたりする旨が記されているが、そうした横暴の度に、予定外の労働を余儀なくされた場合もある。

以上は、支配との関連で要請される一種の強制労働であるが、もちろん彼ら自身は、自ら農業経営を行っていた。従って、農耕に伴う労働のサイクルや、これと深く関連する耕地の維持・拡大や肥料の生産、それ以外に燃料調達や飲料水の確保、また農業生産では賄い切れない食生活を補完するための小規模な狩猟や漁撈、あるいは村単位の寺社の維持や道・橋などの補修・修繕、等々といった実にさまざまな労働に、家族全体で耐えねばならなかったのである。

中世農民の労働の実態については、史料も少なく具体相を明らかにすることは難しいが、労働時間と労働の年齢とに関する若干の史料はある。まず労働時間については、天正13年(1585)6月28日の大森惣分掟書に、「よいの六時より後、一切作之物取不可来事」「朝六より前、野らへ不可出事」とあるが⁽¹²⁾、同16年(1588)7月11日の今堀惣分掟書にも同様の記載があり⁽¹³⁾、これらは作物の盗難防止のための協定であったことが分かる。しかし、近世の史料ではあるが、『薩隅日田賦雑徴』に収められた慶長9年(1604)閏8月19日の法度に、「百姓耕作、卯の時に出、戌の刻に可帰事」とあり⁽¹⁴⁾、農耕を朝6時から夜8時までとしているところから、先の近江国蒲生郡の大森・今堀村の場合でも、朝六時から夜六時までが農業労働の時間、と見做されていたものと思われる。なお慶長15年(1610)正月15日の島井宗室意見状には、「朝は早く起き候て、暮は則ふせり候へ……あぶらをついやし候事、不入事候」とあるが⁽¹⁵⁾、かなり裕福な人々の間でも、油が貴重であった中世には、明るいうちに出来る限り働くもの、と考えられていたのである。

また一人前の労働の年齢としては、15歳から60歳までと考えられていた。文明17年(1485)の山城国一揆の際には、国人の集会が行われたが、これの参加者は『大乘院寺社雑事記』同年12月11日条によれば、「上ハ六十歳、下ハ十五六歳」とされており⁽¹⁶⁾、大永6年(1526)に制定された『今川仮名目録』にも、15歳からは殺人などの刑事責任を問う旨を明記している⁽¹⁷⁾。さらに近世の史料ではあるが、元和3年(1617)極月27日の今堀村掟書には、家毎の役負担の原則が記されており、60歳までの隠居は半役であるが、これを越えた場合には無役とされている⁽¹⁸⁾。もちろん義務は権利と表裏一体の関係にあるが、その前提には一人前の労働力として扱われるか否か、という基準が存在したものと思われる。なお、こうした労働時間や労働年齢は、基本的には、そのまま近世に引き継がれた、と見做してよいだろう。

(2) 中世農民の遊び

中世農民にとって、労働こそが時間的にも空間的にも日常であったが、非日常的な空間での遊びとしては、熊野参詣や伊勢参りがあった。前者は平安期の貴族の伝統を引くもので、中世後期には東国にも広まったが、やや遅れて普及した後者は、どちらかといえば西国の人々に人気があった。いずれも15世紀頃には、各地に旦那職あるいは道者職といった形で、参詣者の案内に関わる権利が固定化しており⁽¹⁹⁾、多くの人々が熊野や伊勢への道中を楽しんだもの、と思われる。ただ旅宿などが未発達な段階で、こうした旅行の実践者は、非定住民を除けば、おそらくが在地領主クラスが中心で、その周辺の限られた農民たちだけが、旅行という遊びに参与し得た、と考えるべきだろう。

また村落生活での非日常的な時間としての遊びのうち、最も代表的なものは、年に何度か催される鎮守社の祭礼である。こうした祭礼自体も遊びの範疇に入るが、これに伴う猿楽などの芸能は、農民にとっては最大の娯楽であった。すでに応永4年(1397)6月の今堀惣中衆議定書案では、猿楽の負担が問題となっており⁽²⁰⁾、村レベルで作成される文書には、しばしば猿楽や芝居などの問題が登場する。なお、永正17年(1520)12月26日の衆議定書案によれば、今堀郷では、「ハクチノ宿并ケイセイノ宿」に出入りすることを禁じるとともに、寺社などで博奕を行うことを厳禁している⁽²¹⁾。おそらく祭礼など人の集る時には特に、博奕の場や売春の仮施設が設けられたりした、と考えてよいだろう。これらの直接的な欲望の表出も、禁止されていたとはいえ、主要な遊びの一つだったのである。

中世農民にとって、最も身近な楽しみはやはり飲食で、これも広義には遊びに属する。永禄元年(1558)の保内商人申状案には、領主小嶋氏の被官であった今在家の左衛門九郎という農民が、枝村の人々の所望に応じて、「鯛の包丁」を披露した旨が記されており、包丁式を演じて見せる農民が存在していたことが分かる。また今堀の隣村・蛇溝村には、天正9年(1581)12月24日付の惣鍋置目案なる文書が残り、村内での講や家毎の振舞などのために、村所有の鍋が用意され、その貸出規定も作成されていた⁽²²⁾。人寄せの飲食は、どちらかといえば受身の楽しみであるが、それぞれが食べ物を持ち合って開く“一寸物”と呼ばれる宴会があった。これは汁講ともいい、中世後期に公家や武家の間で広く行われていたが、後に村落レベルでも催されるようになった。ただ文亀2年(1502)3月9日の今堀の衆議定書案では、おそらく贅沢・浪費という観点から、これを禁止しており、主催者には300文・参加者には100文の罰金を課している⁽²³⁾。

なお天文8年(1539)に蜷川親俊が書き写した盆踊唄には「ていしゅへのるすなれば、となりあたりをよひあつめ、人こといふて大ちゃ(茶)のミての大わらい」とあり、茶を飲みながら人のうわさ話をするのが、女性たちの楽しみであったことも窺える⁽²⁴⁾。これに関しては、近世の史料であるが、直江兼統四季農戒書では、大茶を飲みあちこちの留守宅を尋ね回って人の話をする女房を非難しており、有名な慶安の御触書でも、「大茶をのみ物まいり遊山すきする女房」は離縁すべきことを説いている⁽²⁵⁾。いずれにしても、飲食とその際の四方山話が、中世農民にとっても大きな楽しみであり、一種の遊びであったことに疑いはあるまい。

この他、一種の熟練を要する芸能については、近江国堅田の本福寺僧・明誓が記した『本福寺跡書』に、「歌・連歌・弓・鞠・庖丁・笛・尺八・太鼓・鼓・音曲・走舞・文の物読ミ・挿書キ」などが挙げられている⁽²⁶⁾。本書は浄土真宗門徒に教えを説いたもので、これらは身を滅ぼす原因だとして、熱中することを戒めている。こうした芸能が戦国期には遊びとして、農民などの間にも流行していたことが窺える。これらの芸能は、農民自身の創造とは言い難く、むしろほとんどが公家や武家のものであったが、中世後期には、徐々に社会の底辺にまで広がりがあつたのだ、といえよう。

Ⅲ 近世農民の労働と遊び

(1) 近世農民の労働

近世に入ると、農民の生活に関する史料は格段に増加し、法令類や日記類などからも、労働や遊びの実態について、その内実を窺うことが可能となる。先にも触れたように、直江兼統四季農戒書や慶安の御触書は、その成立事情に問題が残された史料で⁽²⁷⁾、領主側からの強制でもあったが、逆に封建社会における農民生活の“在るべき姿”を物語りもしている。特に米沢藩の農民を対象とした前者は、一年を通じた各月の農民労働の在り方を記したものであるが、まずこれを簡単に要約しておこう。

正月は、5日までに新年の礼儀を済まし、15日までは役負担に精を出して縄などを編み、それ以後は薪を伐ったり、草鞋や着物などを作る。2月は、公役を負担するとともに、用排水路の整備・補修、芋や紅花の植え付け、さらには種籾の準備などをする。3月は、鍬や鋤を整えて苗代を作り、麻畑を耕す。4月は、田起こしをして、畑には芋を植え、粟・稗・黍などを播き、山から萱を刈る。5月には、田植えが大仕事であるが、田の畦には大豆を植える。6月は、田の草取り、紅花摘み、畠には大根・麻・蕎麦を播く。7月は、芋を取り、昼夜とも手間稼ぎ仕事をし、焼米を作って代官に出す。8月は、冬用の薪の準備をし、未熟の米を刈ってはならない。9月には、稲を刈り干すことが大仕事であるが、稲泥棒からの見張りを怠ってはならず、また餅をついて代官や村役人に出す。10月は、畑の大根・粟・稗・黍などを刈り入れ、家回りなどの冬支度をし、米を精米し相場の良い時期に金に換えて年貢金の準備をするとともに、俵を編んで年貢米を詰める。11月は、牛馬で運搬が可能なら年貢米を代官の蔵所まで納める。12月には、年貢不足の場合は催促があるが、皆済されたなら正月の準備として、餅をつき酒を造り塩魚を買う。

この他にも、田起こしの時には力仕事に励む男のために女が気を配って、田植え時には食事を良くすべきだと注意したり、年貢の未進があれば女房が代官の手下に犯されると恫喝したりしている。この類には、対馬国対馬藩のものかと推定される「郷村年中行事」などがあり⁽²⁸⁾、各月にどのような労働をすべきかを、農業のみならず、夫役等も含めて細かく規定している。おそらく米沢藩や対馬藩などに止まらず、近世には領主側が、一年の労働のサイクルの在り方を強要していたことが分かる。さらに後者の御触書では、より詳しく労働の在り方や生活の仕

方について、32条に及ぶ細則を定めており、農民の労働内容は封建権力の要求に沿うよう強制されていたのである。

慶安の御触書は、各月の労働を記したものではないが、定期的なもの以外に、日常的な労働の心得を強要している部分がある。まず1・2・3条では法と身分秩序を強調している。続いて4条では、農耕を労働の最重要課題とし、雑草を除き、農具の手入れをして、畦などにも豆類などを植える。5条では、朝起きをして、朝に草を刈り、昼に田畠の耕作、晩には縄をない俵を編む。9条では、農具の管理。10・13条では、肥料の管理。14条では、男は耕作、女は機織、共に夜なべ仕事をする。17条では、雑穀などの商売をして年貢銭を納められるようにする。19条では、作業場である庭の管理。20条では、農耕技術の修得。21条で、開墾可能地の利用。等々の注意を事細かく行い、さらに普段は粗食であっても、田植え時には多く食事をせよとか、灸などを利用した健康管理や、酒・茶・煙草の禁止、木綿衣料の利用などを勧めている。

この他、相互扶助の精神や夫婦和合・親孝行を奨励したりして、村内秩序の維持などの指導も行っている。ほとんどの近世の農民生活に関する法令は、基本的に労働の偏重、消費の抑制を強調したもので、慶安の御触書では最後に、この通りにすれば「身持好成……家をもよく作り、衣類食物以下ニ付、心之儘なるへし」として、「年貢さへすまし候得ハ、百姓程心易きものハ無之」と結論付けている。これは、すでに全国を統一した豊臣秀吉が、“兵”を分離するために刀狩り令として発布した天正16年(1588)7月8日の掟書において、「百姓は農具さえもち、耕作に専に仕候へは、子々孫々まで長久に候」として、「百姓は農桑を精に入へき事」と結んだことに対応している⁽³⁹⁾。これは近世に純粋な“農”を創り出したことに伴って、封建権力が農民労働の在り方を、より究極的な形で求めて行ったことの当然の帰結であった、といえよう。

(二) 近世農民の遊び

近世農民の遊びについても、基本的に中世のそれを引き継ぐものであるが、中世に較べれば、かなり多彩になったように思われる。ここでは、そうした遊びの内容を、元禄期頃の村落生活を詳細に記した『河内屋可正旧記』を通じて、見ていくこととしたい⁽³⁰⁾。同書は、寺内町としても知られた河内国石川郡大ヶ塚村(現・大阪府河南町)の庄屋・壺井可正が約20年間にわたって書き記した記録で、村や家の来歴さらには処世訓・教訓のほか、さまざまな人物評や風聞を留めており、近世前期の農民生活を知る上で興味深い史料となっている。しかも豪農でもあった可正は、自らも俳諧と能楽をこなす知識人で、その関心は広範囲に及んでいる。

まず同書に登場する農民の遊びを、順次見ていこう。可正の俳諧と能楽は、かなりのもので、俳諧はすでに延宝7年(1679)刊の『河内鑑名所記』に収載されており、能楽についても、元禄7年(1694)に大坂新地の松離の能でワキを、同9年にも淀城下の勧進能で同じくワキを勤めたほどであった。さらに可正は、若い時に立花を習い、池坊専好の弟子にまでなった、という。なお俳諧に関しては、延宝年間頃までは郡中に試みる人物はなかったが、最近各村では

やり、「女子・童べ・山賤」までもが弄ぶようになった、としている。このほか芸能としては、弓・鞠・庖丁・碁・双六が挙げられており、名人にでもなれば別であるが、だいたいは稼ぎにならないのだから夢中になるべきではない、と述べている。なお碁・将棋・双六・鞠・揚弓は、最近どこでも行われている遊びで、昼夜熱中する者が多いが、貧しい者には無用、と断言している。

最も一般的な飲食に関しては、近隣の村で衆銭と称して、若者が集る場所を設け、順番に酒肴を調えた振舞講を開く遊びがあった。次第に内容が豪勢になり、それぞれが借金をしあっても振る舞うようになったため、親の知らない間に借財が膨らみ、結局田畠を売り払った、という一種のポトラッチに近いような話を記し留めている。また寛永年間頃に、当地で成功した夫婦が、親を喜ばせようと正月に三の膳の御馳走を用意したことがあった。これは非常に珍しいことで、12月の25日頃から2、3人の料理人を雇って準備したが、三の膳などは誰も見たことがないため、正月には多くの見物人が集った、という。これを可正は余りにも贅沢すぎる、と評しているが、井原西鶴の浮世草子類には、大金をはたいて美味を求める人々が描かれており、近世に入ると公家や武家以外でも、飲食に金銭を惜しまぬ雰囲気、徐々に形成されつつあったことが窺える。いずれにせよ中・近世を通じて、飲食は人々の遊びであり、楽しみであったといえよう。

ところで歌舞音曲について可正は、近年非常に流行しているが、普通の稽古ではものにならない、と自らの能楽を意識した上で記している。もともと村の盆踊りなどは、素人で楽しむものであった。中世でも猿楽興業が行われていたが、近世になると村レベルで芝居見物などが盛んになり、專業芸能者の演技を観賞する機会が増加した。寛文年間には、近隣の河原で勧進あやつり芝居が行われたが、この時に当地の者と役者衆との間で大喧嘩となり、流血・殺人にまで発展した。大局的に見れば、こうした流血に至る喧嘩のようなエネルギーの発散もまた、“遊び”の範疇に括られるものかも知れない。この他、文禄年間に勧進能、慶長年間に女歌舞伎、明暦2年(1656)に若衆歌舞伎、寛文8年(1668)・延宝元年(1673)に歌舞伎、延宝7年に浄瑠璃、さらに貞享元年(1684)・元禄2年(1689)にも歌舞伎が行われたが、この頃は近隣の村々で、年に一座か二座の催しがあったという。しかし元禄3、4年頃に、歌舞伎・浄瑠璃の旅芝居が禁止されたため、それ以後は行われなくなった旨が記されている。

同書に登場する遊びのうちで興味深いのは、“糸竹の遊び”についてのエピソードである。近隣の者が、自分の村では常に糸竹の遊びをしていると主張するので、不審に思って問い質したところ、それは魚釣りであったという笑い話であるが、可正は別のところで「詩歌ノ作意、糸竹ノ遊び」は、自分のような「イヤシキ類迄も、ノゾマンキ道」であるとして、これらへの憧れを示している点が注目される。これに関しては、近世初頭の成立と考えられている『清良記』「清良宗案問答の事」に、近年は伊予国宇和島でも、百姓たちが花咲木草を植え、花に関心を覚えて連歌を試みるようになったが、風情や技法に疎いため歌の体をなしておらず、笑いものにされた人物の話が収められている⁽³¹⁾。この二つの話は農民の無知を揶揄したものであるが、これらは一般に農民層が、上層の文化に憧憬を抱いていることを示している。詩歌や管弦に限らず、ほとんどの文化が上流社会から村落社会へと浸透してきたもので、近世農民の遊

びとしての文化も、ほぼ同様の流れをたどった、と考えてよいだろう。

IV 労働観・遊び観の展開

中世から近世にかけては、分権から集権へという変化はあったものの、大枠としては封建的なシステムによって支配されており、農民の労働内容自体もしくは遊びの内実は、大きくは異ならなかったものと思われる。ただ近世に至って、比較的均質な社会構造が生まれ、統一的な価値観が形成されていく過程で、より詳細な生活規定が押し付けられ、労働や遊びに対する観念が固定化する、という傾向が見られる。このうち労働については、ある程度前節でも指摘したが、もう少し詳しく検討してみよう。

中世から近世へ移行する過程で兵農分離が実施され、かつての小領主層は、兵として城下へ出た者と、村に農として残った者へと分けられたが、後者には、支配される農民としての労働観や秩序意識の徹底化が求められた。慶長20年(1615)正月13日付の下野国都賀郡鍋山村大雅楽助の遺言状は、前欠のため全貌は不明であるが、「作以下にねんを入可申事」「かせきゆたん有間敷候」あるいは「何事も人ニにたりかよき事」「何事もたにんニしたかいしんひう(神妙)ニ可有事」などとあり⁽³²⁾、新たな社会への同化を子孫に強調している点が注目される。まさしく労働の偏重と秩序の維持が、近世社会を生き抜く術であった。

また支配者側からすれば、本来的には農民の遊びは不要であったが、中世後期には、これが労働に不可欠の要素であることに気付き始めていた。先にも触れた『清良記』には、永禄7年(1564)正月吉日に松浦宗案が記したという「農夫楽の事」が収められている。本音としてか、農夫は愚かで牛馬のようなものだ、と述べているが、同時に「楽は何の身に付てもなくて不叶」と記している。これは賞罰を念頭に置いたもので、ここでの「楽」は賞を意味するが、「土居伊豆清宗農被勇の事」では、領主が農民に対し「おどりを可催ぞ、汝等も其次手に我をなぐさめよ」と触れ回ったところ、「田夫の小人妻子ども」が喜び、踊りの前に仕事を済まそうとして、農業に精を出した、という話を書き留めている。支配者にとっても、労働を補完する遊びは必要と認識されていたのである。

ところで寛永19年(1642)8月10日に、幕府が発布した農民生活に関する御触書は、初期のものとしては比較的まとまったものであるが、近世農民の労働観を考える上で、極めて注目すべき条文が含まれている⁽³³⁾。それは第8条で、耕作を全うできず、年貢を納入しない農民は、田地を取り上げて所払いとする、と定めている。これは、年貢のための農業労働を拒否する者は排除する、という論理で、封建社会の大原則であった。もちろん様々な事情を抱えた農民も存在することから、従う意志があっても経営を円滑に行えない場合も在り得る。これについては、続く第9条で、相互扶助を行って、村として年貢を納入するよう助け舟を出している。すなわち第8条の本心は、農業労働の拒否は幕府として認めない、という一点にあった。

幕府としての課題は、この原則にそって、あとは如何に合理的に労働を推進させ、年貢を一方的に納めるだけの農民の立場を納得させるか、にあった。これに必要な論理の核が“身分”

の問題であり、そのためには士農工商に象徴されるような、秩序意識の社会的な浸透が前提となった。やや後の第12条で、「祭礼仏事等ニ至まで、其所不応其身結構仕間敷事」としているのは、これに対応するもので、「祭礼仏事等」すなわち非日常的で遊びを含むような場面でも、「其身」に応じた程度で済ますことが、最も肝要なこととされたのである。

この“分限相応”という認識は、近世社会に広くかつ深く浸透し、ほとんどの知識人の間でも、当然の論理と見做されていた。例えば享保6年(1721)に成った西川如見の『百姓囊』でも、その分限に応じた学問をすればよい、として、農民は学問を積んでも、せいぜい諸大名の儒者か医者となるまでで、中国のシステムとは異なり国政に関与することは出来ない、と述べている⁽³⁴⁾。このほか生活に関わる法令等には、“分限相応”などといった表現がしばしば登場するが、これは職能分化に伴う秩序意識を補強するもので、近世においては遊びもまた、この枠内にとじ込められていったのである。

こうしたなかで、農民は自らを農業の専門家と位置付けていく。すでに農民の職業意識については戦国期に見え、第Ⅱ節で引用した『本福寺跡書』にも、「田作ニマサル重イ手ハナシ」として、鎌などを造る鍛冶屋や研屋などとの分業を認めつつも、飢饉の時には、紺屋や糸屋などの職人は餓死するが、農民は大丈夫であることを力説している。近世における農業技術研究の成果は、具体的には数多くの農書として結実していくが、その代表作でもある宮崎安貞の『農業全書』の刊行は、元禄10年(1697)のことであった。同書の序で安貞は、これまでの君主は農業を重視してきたが、どこにも農業を教える書は存在しなかったことを強調している⁽³⁵⁾。これは安貞が、農業のプロとして同書を書き上げた、という自負の現れでもあるが、同時に多くの農書の著者の心境を代弁するものでもあっただろう。

やや遅れて成立した『百姓伝記』は、遠江国横須賀付近で作成された農書であるが、ここにはより徹底した農民の職業観が記されている⁽³⁶⁾。まず「人間一生身持の事」では、学問が大切に思案・工夫することが身持ちを良くする、としている。ただ「仁義礼智信之事」では、あくまでも「分限相応に手習」い「耕作の儀」を勤めることが大切で、「分限相応に学文をいたし、土民職を勤るが本意也」と結んでいる。また武士が戦場で命を落とすことと、農民が心得違いをして家を失うことは同じだとし、「恩物語」では、平穏な生活を送れるのは主君の恩で、医者・大工・商人などさまざまな職業の人間がいるおかげで、人々の生活が成り立っていることを述べている。あくまでも分業に基づく身分制を容認するものであるが、さらに「古語」では、日夜朝暮に公儀の役を勤め年貢を納めて法律を守るのが農民の当然の義務である、としている。しかし、これには公儀が公正であるという大前提が必要であった。国主に邪欲がなければ人々は安楽であるが、もし邪欲があれば人々に禁を下すのは難しいことを強調し、「我々がすまひする地下処の土民を直にせんとおもはば、庄官・名主邪気をすつべし」と記している。すなわち農民の労働義務を全うする代りに、政治への公正さを要求しているのである。

“自力”を基本とせざるを得なかった中世社会とは異なって、生産力的にも政治的にも安定した近世社会は、比較的均一な“農”によって構成される地域社会を、全国に創り出した。近世という時代は、農業を中心としながらも、これ以外の職業との相互補完によって、かなり高度な文明社会を形成し、その秩序を“身分制”というシステムで維持した。もちろん農民の間

にも上下貧富の差は存在したが、これらを全て“分限相応”という論理で承認させていった。それぞれの使命をもった職業の存在は普遍のものであり、それら社会的分業の間には明確な上下関係が割り与えられていた。それゆえ農民という“身分”にある者は、その専門家として農業労働に励み、年貢を納めるのが当然で、これに不可欠な遊びも、自らの“分限”に応じて楽しむべきことを納得させられたのである。

注

- (1) 網野善彦の『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、1984年）を初めとする一連の研究。
- (2) 安良城盛昭「地主制の展開」（岩波講座（第1次）『日本歴史 16 近代3』所収、1967年）。なお、こうした見解に対し、網野善彦は近年の著書『続・日本の歴史をよみなおす』（筑摩書房、1996年）で、近世の「百姓は決して農民と同義ではなく、たくさんの非農業民—農業以外の生業に主としてたずさわる人びとをふくんで」いる旨を指摘している。確かに「農民」は、専門の農業労働従事者ではなく、実際にはさまざまな産業に携わっていたことは事実であり、網野が主張するように非農業民が社会に占めた役割には無視できないものがある。しかし漁村や山の民の集落などを別にすれば、近世のほとんどの村々は農村であり、あくまでもその社会的な補完形態として非農業民が存在していた、と考えるべきだろう。すなわち日本近代の初頭においては、農業以外の産業が独立した経済構造を成立させるほどには成熟しておらず、その意味において日本は農業社会であり、「農民」に注目する意義がある。
- (3) 応永20年8月日 安楽河荘大検注帳（高野山勸学院文書）
- (4) 建長6年11月27日 太良荘実検取帳目録（大日本古文書『東寺百合文書 一』所収、東京大学出版会、1927年、1980年覆刻）
- (5) 拙稿「戦国期の村落における本年貢と加地子」（『日本史研究』263号所収、1984年）
- (6) 元亨4年2月8日 下河辺荘公事銭注文案（金沢文庫古文書、『三郷市史 原始古代・中世史料編』所収、1993年）
- (7) 榎原雅治「損免要求と豊凶情報」（『歴史学研究』625号所収、1991年）をはじめとして中世の年貢減免闘争に関する研究は多い。
- (8) 中世社会における“自力”の意義については、とりあえず村井章介「中世の自力救済をめぐる」（『歴史学研究』増刊五60号所収、1986年）を参照のこと。
- (9) 年貢を農業生産物とする理解については、田地に米以外の絹や鉄など賦課する荘園が存在したことが指摘されている（大山喬平『中世農村史の研究』岩波書店、1978年・網野善彦『日本中世土地制度史の研究』塙書房、1991年など）。しかしこれらは、いずれも商品流通が未発達であった中世前期のことで、しかも、それらの特産地であったこととも関係し、基本的には例外と考えてよいだろう。
- (10) 建武元年8月 太良荘百姓等申状（大日本古文書『東寺百合文書 一』所収、東京大学出版会、1925年、1980年覆刻）
- (11) 佐藤進一他編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』所収（岩波書店、1955年）。なお追加法の番号は本書による。
- (12) 仲村研編『今堀日吉神社文書集成』所収（雄山閣出版、1981年）、以下、今堀・大森・蛇溝に関する史料は本書によるので、書名のみ略記する。
- (13) 『今堀日吉神社文書集成』
- (14) 小野武雄編『近世地方経済史料 第一巻』所収（吉川弘文館、1932年）
- (15) 島井文書及記録（『福岡県史資料 第六輯』所収、名著出版、1972年覆刻版）
- (16) 辻善之助編『太乗院寺社雑事記 第八巻』（角川書店、1964年覆刻版）
- (17) 佐藤進一他編『中世法制史料集 第三巻 武家家法I』所収（岩波書店、1965年）

- (18) 『今堀日吉神社文書集成』
- (19) 熊野の旦那職については、その売券が永島福太郎他編『米良文書』『潮崎稜威主文書』全4巻（群書類従完成会、1971～76年）に、伊勢の道者職については、神宮文庫（三重県伊勢市）の所蔵古文書および西山勝編『伊勢御師と来田文書』（京都大学文学部博物館の古文書7、思文閣出版、1990年）などに関連文書が、それぞれ収められている。
- (20) 『今堀日吉神社文書集成』
- (21) 『今堀日吉神社文書集成』
- (22) 『今堀日吉神社文書集成』
- (23) 『今堀日吉神社文書集成』
- (24) 笠松宏至他編『中世政治社会思想 下』所収（日本思想大系、岩波書店、1981年）
- (25) 直江兼統四季農戒書は東京大学史料編纂所編『大日本史料 第一二編 - 三二』所収（東京帝国大学、1932年）、慶安の御触書は『徳川禁令考』2789号（児玉幸多『近世農政史料集 一』所収、吉川弘文館、1966年）。
- (26) 笠原一男他編『蓮如 一向一揆』所収（日本思想大系、岩波書店、1972年）
- (27) 直江兼統四季農戒書については、兼統のものではなく寛文から元禄期の成立とする見解がある（伊東多三郎稿：藩政史研究会編『藩政成立史の総合研究 米沢藩』第四章第五節注(1)、吉川弘文館、1963年、および佐々木潤之介『大名と百姓』「農戒書」、中公文庫、1974年、初出1966年）。また慶安の御触書についても、早くから幕府法令としての実在を疑問視する見解があり（榎本宗次『慶安御触書』考—その成立年代についての疑義—『歴史評論』106号、1959年）、近年になって内容が酷似する「百姓身持之覚書」の類書の発見が相次いだため盛んに議論が行われている状況にある。これを肯定する立場のほか（神崎直美『慶安御触書』再考『古文書研究』39号、1994年）、その実在に否定的な見解（丸山擁成『慶安御触書』の存否論について『地方史研究』252号、1994年）、元禄期に成立したとする説（山本英二「続・『慶安御触書』成立試論」『日本歴史』580号、1996年）、さらには化政期に“慶安”の年号が付されたとする意見もあり（木崎弘美「いわゆる『慶安御触書』についての一考察」『九州史学』114号、1996年）、「法令」と見做し得るかどうか難しいが、その成立については17世紀末頃まで遡る可能性もある。いずれの史料についても問題は残るが、両者が農民の生活に対する領主側の願望であったことに変わりはない。
- (28) 小野武雄編『近世地方経済史料 第四巻』所収（吉川弘文館、1932年）
- (29) 『小早川文書 一』所収（大日本古文書、東京大学出版会、1927年、1979年覆刻）
- (30) 野村豊他編『近世庶民史料—河内屋可正旧記—』（清文堂、1955年）
- (31) 入交好脩校訂『清良記—親民鑑月集—』（日本史料選書、近藤出版社、1970年）
- (32) 小曾戸家文書（『栃木県史 史料編 近世一』所収、1974年）
- (33) 『徳川禁令考』2784号（児玉幸多『近世農政史料集 一』所収、吉川弘文館、1966年）なお、既に天正19年8月21日の豊臣秀吉法度でも、田畠を作らず商売や賃稼ぎに出るものを厳しく処罰すべき旨を定めており、基本的には労働力が農業へ向けられている（『小早川文書 一』所収、注②に同じ）。
- (34) 瀧本誠一編『日本経済大典 第四巻』所収（覆刻版：明治文献、1966年）
- (35) 土屋喬雄校訂『農業全書』（岩波文庫、1936年）
- (36) 古島敏雄校訂『百姓伝記（上）』（岩波文庫、1977年）